

## 大阪市と大阪市立大学との連携協力に関する基本協定書

大阪市と大阪市立大学（以下「両者」という。）は、都市大阪の成長と地域の発展に資するため、大阪市立大学を大阪市のシンクタンク機能を担うものと位置付け、両者が有する人的・物的・知的資源を用いて連携するにあたり、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、両者がそれぞれ行政機関、教育研究機関として有する豊富な人材・情報・知見などを活かし、大阪における課題の解決に取り組むことを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 子育て・教育に関すること
- (2) 健康・福祉に関すること
- (3) 安全・安心に関すること
- (4) 環境に関すること
- (5) 産業・観光の振興に関すること
- (6) まちづくりに関すること
- (7) その他両者が必要と認める事項に関すること

### （連絡調整窓口）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整窓口を設ける。

### （協定内容の変更）

第4条 両者は協議の上で、本協定の内容を変更できるものとする。

### （期間）

第5条 本協定は、締結日から効力を有するものとし、両者のいずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

### （その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

平成 29 年 2 月 28 日

大阪市

市長 吉村 洋文

大阪市立大学

学長 荒川 哲男